

太宰府市総合体育館 使用許可条件

(共通事項)

1. 使用する団体の責任者は、使用開始前に使用許可書をスタッフへ提示し、指示を受けて使用開始すること。
2. 使用目的以外に使用しないこと。
3. 許可された使用時間を厳守すること。(予約時間内に準備から片づけまで行うこと)
4. 許可施設以外の使用及び立入りを禁止する。
5. 施設及び設備を破損した場合は、直ちにスタッフに届け出て指示を受けること。
6. 使用に際して生じたごみ等は、必ず持ち帰ること。
7. 使用後は、モップがけ及び清掃を必ず行い、責任者はその旨をスタッフまで報告し点検を受けること。
8. 火災、盗難、人身事故、その他の事故防止に努めること。
9. 酒気を帯びての施設への入場、運動は固く禁止する。
10. 暴力団関係者の施設への入場は禁止する。
11. 利用の権利の譲渡し、若しくは転貸し、他者に転使用、又は許可目的以外の使用は固く禁止する。
12. 館内で許可なく看板・ポスター・チラシ等の掲示や物品の販売は不可とする。
13. 運動するときは、運動着(ジーパン・スカートなどは不可)を着用すること。
14. 施設の使用に際し、未成年者が専用使用するときは、使用責任者が成人であること及び使用時間に同伴することを原則とする。
15. 小中学生による 18 時以降の使用は、保護者または責任者(成人)の同伴が必要である。
16. 中学生及び高校生による使用は、必ず学生証を携帯し受付窓口に提示すること。
17. 一般使用による 1 使用者の使用時間は、1 日 1 目的につき 3 時間までとする。
18. その他使用にあたっては職員の指示に従うこと。

(アリーナ・軽運動室・多目的ラウンジ)

1. 室内用運動靴(外靴やスリッパなどは不可)を利用すること。
2. アリーナ等の施設フロアは傷つきやすい材質のため、持込用具の使用については、事前に協議をすること。机・椅子等の床を傷つける恐れのある用具を設置する場合は、フロアシートを敷くこと。
3. 大会、興行等で観客席を参加者や観客が使用した場合は、主催者にて観客席の清掃をすること。
4. 飲食は禁止とする。ただし、ペットボトルや水筒などキャップ付き飲料は可とする。
5. ラインテープは体育館専用のものを準備すること。体育館でも販売あり。
6. 必要用具は各自準備すること。

(剣道場・柔道場)

7. シューズを着用しての使用は不可。
8. 剣道場のフロアは傷つきやすい材質のため、持ち込みの用具の使用については事前の協議が必要。
9. 剣道場と柔道場は一体的な利用が可能。
10. 飲食は禁止とする。ただし、ペットボトルや水筒などキャップ付き飲料は可とする。
11. 音響設備が必要な場合は、事前に協議が必要。(他施設放送使用との併用不可)

(注) 上記事項を違反した場合は、使用許可を取り消し、または今後一定期間使用を禁止することがある。

○飲食可能エリアは以下のとおり

【1階】会議室・研修室 【2階】控室 1、2・屋外デッキ・談話室・ホール

【3階】固定観客席・ホール

〒818-0135 太宰府市大字向佐野 21-2 太宰府市総合体育館
電話 (092)408-1354 FAX (092)921-0250